

## 『頑張る施設！チャレンジ事業』FAQ

### ■応募要件（対象施設）

Q. 補助対象施設はどんなものがあるか。

A. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために活動自粛を余儀なくされている、神戸市内のライブハウス・ホール・劇場・演芸場等の施設（公の施設を除く）が対象です。

Q. 「月に平均4回以上」とは、どの期間を基準に算出するのか。

A. コロナウイルス感染症拡大防止のための営業休止前において、月に平均4回以上文化芸術活動を提供している施設が対象です。

Q. 公演等の中止や延期など営業を自粛していたことはどのように証明するのか。

A. ホームページ、お知らせチラシ等、中止や延期がわかるものを提出してください。

Q. 普段は飲食店だが、月に数回ライブを行っている場合も対象となるのか。

A. 補助対象要件をすべて満たしている場合は、飲食店として営業している施設も対象です。ただし、常設のステージや舞台がある施設に限ります。

Q. 一人のオーナーが神戸市内に複数店舗を所有している。それぞれの施設で別々の企画を挙げれば申請者が同じでも対象になるのか？

A. 対象になります。それぞれの施設ごとに申請してください。

Q. 同一の店舗で他の補助金を受けている（又は受ける予定の）場合、応募できるのか。

A. 他の補助金と異なる事業（経費）であれば応募できます。

### ■補助対象事業

Q. 「with コロナ」時代に対応とは何か。

A. ワクチンや治療薬が開発・普及されるまで、3密対策等のこれまでとは異なる公演の仕方や感染予防対策に取り組む必要があり、このような「with コロナ」時代に事業を持続するための取り組みのことです。

Q. 新たに企画された取り組みとはどのようなものをいうのか。

A. 「with コロナ」時代に対応するための新たな取り組みで、例えば、

- ①アクリル板設置等による感染予防対策の取り組みとオンライン配信用の機材を購入してライブを配信

②演芸場の感染予防対策及び寄席の実施とオンライン配信  
など、申請施設にとってこれまでの取り組みとは違う新たな企画をいいます。

**Q. 複数の連続するイベントは補助の対象となるのか。**

A. 補助対象期間中（令和2年4月1日～12月31日）のイベントはすべて対象とすることが可能です。

**Q. これまで実施した事業も対象となるのか。**

A. 事業実施期間が4月1日から12月31日までの事業であれば対象になります。

**Q. 複数店舗が共同で一つの事業を実施した場合、補助の対象となるのか。**

A. 対象になります。特定の店舗が取りまとめて申請いただいても構いません。または、各店舗がそれぞれ支出した経費について申請いただいても構いません。

#### ■補助対象経費

**Q. どのような経費が補助対象になるのか。**

A. 補助対象事業にかかるすべての経費が対象になります。

ただし、補助対象事業にかかる経費でも、飲食費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費は対象外です。

**Q. 施設の家賃や光熱水費などは補助の対象となるのか。**

A. 施設運営のための経常的経費（事務所経費、人件費、事務用品購入費、光熱水費等）は補助対象外です。

**Q. コロナウイルス感染症拡大防止のための営業自粛に伴う損失補填は補助対象になるか。**

A. 補助対象外です

**Q. アクリルボードやビデオカメラなどの備品購入だけでも補助の対象になるか。**

A. 備品購入だけでは補助対象になりません。備品を購入したうえで公演等の事業を実施した場合に、備品購入費も補助対象になります。

**Q. 採択される前に購入したビデオカメラや配信にかかった経費は補助の対象になるのか。**

A. 請求書や領収書等の日付が補助対象期間（令和2年4月1日～12月31日）内のものにより補助の対象になります。

Q. オンライン配信イベント（4月4日実施）に使用するカメラを3月28日に支払った。この経費についても補助の対象となるのか。

A. 補助対象外です。請求書や領収書等の日付が補助対象期間（令和2年4月1日～12月31日）内のものに限り補助の対象になります。

Q. 消費税は補助の対象となるのか。

A. 消費税も対象になります。

#### ■審査

Q. どのように審査するのか。

A. 応募期間（8月7日（金））終了後、応募者全員の応募書類について、応募要件及び事業内容について審査します。審査の内容に関することはお答えできません。

Q. 審査結果はすぐにわかるのか。

A. 8月中下旬に申請者全員に審査結果をお知らせする予定です。

#### ■補助金の交付

Q. 補助金はいつもらえるのか。

A. 原則、事業終了後に実績報告をいただいた後にお支払いします。

ただし、希望者には、採択された補助金の一部（補助金の3分の2を上限）を事前にお支払いすることができます。その場合は、事業終了後、実績報告をいただいた後に残りの3分の1をお支払いします。

#### ■その他

Q. 2次募集はあるのか。

A. 「頑張る施設！チャレンジ事業」は、2次募集の予定はありません。

ただし、「頑張るアーティスト！チャレンジ事業」は、令和2年9月頃に2次募集を予定しています。

Q. 補助金で購入したビデオカメラは、補助対象期間終了後に売却してもよいのか。

A. 当補助金により取得した財産は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供することはできません。当該事業の目的に沿って引き続き使用してください。